七　受給資格者の前年（一月から九月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等

イ～ヘ　（略）

八～十　（略）

（所得状況の届出）

第三条の五　七月から九月までの間に法第六条の規定による認定の請求をした者は、児童扶養手当所得状況届（様式第五号の五）に第一条第七号（ヘを除く。）及び第八号（ニを除く。）に掲げる書類等（同条第七号柱書の規定にかかわらず、前年の所得に係るもの。）を添えて、当該請求をした日からその年の十月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

（現況の届出）

第四条　受給者は、児童扶養手当現況届（様式第六号）に第一条第七号（ヘを除く。）及び第八号（ニを除く。）並びに次の各号に掲げる書類等を添えて、毎年（前条の規定による届出をした者にあつては、当該届出をした年を除く。）八月一日から同月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第三号の二イに該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

一～七　（略）

（法第十三条の三第二項の適用）

第二十四条の六　第三条の四第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、適用除外事由発生月から翌年十月（適用除外事由発生月が一月から七月までのいずれかの月である場合にあつては、その年の十月）までの期間においては、法第十三条の三第一項の規定を適用しない。

2　第三条の四第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、当該年の十一月から翌年十月までの期間においては、法第十三条の三第一項の規定を適用しない。

様式第一号（表面）中

※※認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	支払期別金額
	年　月	人	支給	月から　円	12月　円
			一部停止	月から　円	4月　円
			全部停止	月から　円	8月　円

を

※※認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額
	年　月	人	支給	月から　円
			一部停止	月から　円
			全部停止	月から　円

に改める。

支払期別金額					
1月	円	7月	円		
3月	円	9月	円		
5月	円	11月	円		

様式第一号（裏面）中「6月」を「9月」に改める。

七　受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等

イ～ヘ　（略）

八～十　（略）

（新設）

（現況の届出）

第四条　受給者は、児童扶養手当現況届（様式第六号）に第一条第七号（ヘを除く。）及び第八号（ニを除く。）並びに次の各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から同月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第三号の二イに該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

一～七　（略）

（法第十三条の三第二項の適用）

第二十四条の六　第三条の四第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、適用除外事由発生月から翌年七月（適用除外事由発生月が一月から六月までのいずれかの月である場合にあつては、当該年の七月）までの期間（適用除外事由発生月が七月である場合にあつては、当該年の同月）においては、法第十三条の三第一項の規定を適用しない。

2　第三条の四第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、当該年の八月から翌年七月までの期間においては、法第十三条の三第一項の規定を適用しない。